

# 保育士修学資金貸付制度の御案内

令和2年5月

流山市

## 1 はじめに

この修学資金貸付制度は、保育士養成施設（※）に在学する方であつて、かつ、流山市内にお住まいの方、又は、指定施設（流山市と協定を締結した保育士養成施設）に在学する方（流山市以外にお住まいの方でも構いません）を対象に実施するものです。

この事業は、流山市内の私立保育所、小規模保育事業所、認定子ども園（以下「私立保育園等」という。）における保育士の人材確保が目的ですので、卒業後、保育業務以外の職種に就く予定の方は、この貸付制度を利用することはできません。

なお、この貸付金は、卒業後、流山市内の私立保育所等で引き続き5年間、保育士業務に就いたときは、その返済の全部又は一部が免除されます。

※ 保育士養成施設・・・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6第1号に規定する厚生労働大臣が指定する学校その他の施設をいいます。

## 2 対象者

この修学資金の貸付対象者は、次のとおりとします。

- (1) 令和3年3月に保育士養成施設又は指定施設を卒業する見込みのある方で、流山市内の私立保育所等で保育士の業務に従事しようとする方（勤務条件として、1日6時間以上かつ月20日以上勤務することを要します。（2）において同じ。）
- (2) 令和4年3月に保育士養成施設又は指定施設を卒業する見込みのある方で、流山市内の私立保育所等で保育士の業務に従事しようとする方

## 3 貸付額等

項 目	内 容
貸 付 額	年間36万円（1年間）を限度とし、毎月均等額を貸し付ける。
貸 付 期 間	貸付けの日の属する月（令和2年度募集は令和2年4月から令和3年3月まで）

利 子	無利子
連 帯 保 証 人	1名（独立して生計を営む者。修学生が未成年者である場合は法定代理人である保護者等とする。ただし、その保護者等に資力がない場合は、別にもう1人連帯保証人が必要）
※ 返 済	<p>修学生が卒業した場合には、貸付金を返済しなければならない（ただし、返済の免除が想定される1年間分の貸付金（36万円限度）は除く。）。</p> <p>《返済期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業月の翌月から5年以内（返済計画書による。）</li> </ul> <p>《返済方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月賦均等払い</li> <li>・繰上返済可</li> </ul> <p>《延滞金》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・返済期日までに貸付金を返済しなかったときは、別に延滞金を支払わなければならない。</li> </ul>
貸 付 契 約 の 解 除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2 対象者」に定める貸付対象者の要件を欠くに至ったとき。</li> <li>・修学資金の貸付けを辞退したとき。</li> <li>・卒業後、1年以内に流山市内の私立保育所等の職員にならなかったとき。</li> <li>・流山市内の私立保育所等の職員となった後、引き続き5年間継続して勤務しなかったとき。</li> </ul>
※	<p>《返還事由》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付契約が解除されたとき。</li> </ul> <p>《返還期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・返還事由が発生した月の翌月から5年以内（返還計画書による。）</li> </ul>

返 還	<p>《返還方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月賦均等払い</li> <li>・繰上返還可</li> </ul> <p>《延滞金》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・返還期日までに貸付金を返還しなかったときは、別に延滞金を支払わなければならない。</li> </ul>
返済の開始時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流山市内の私立保育所等に勤務した場合、返済の免除が想定される1年間分の貸付金（36万円限度）については、返済の免除要件が確定するまでの間、その返済を開始しない（通常は5年間）。</li> <li>・その他の貸付金については、卒業の翌月から返済を開始する。</li> </ul>
返済の免除	<p>次の場合、1年間分の貸付金（36万円）を上限に返済を免除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流山市内の私立保育所等で最初に保育士の業務に従事し、引き続き業務に従事した期間が5年に達したとき（勤務条件として、1日6時間以上かつ月20日以上勤務していることを要する。）。</li> <li>・上記業務に従事している期間中、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。</li> </ul>
募 集 人 員	5名以内（指定施設推薦3名以内を含む）

※ 返済・・・卒業後に貸付金を返すこと。

返還・・・貸付契約が解除されたとき、卒業後、流山市内の私立保育所等の職員にならなかったとき、及び流山市内の私立保育所等の職員となった後に5年間継続して保育士の業務に従事しなかったときなどに、貸付金を返すこと。

#### 4 募集期間

令和2年5月7日（木）～令和2年6月30日（火）（郵送の場合は当日の消印有効）

※募集期間であっても、定員に達し次第終了することがあります。

また、指定施設校が優先となりますので、一般公募の募集人数に変動が生じる場合がございます。

## 5 申込方法

修学資金の貸付けを受けようとする方は、次に掲げる書類を流山市に提出してください。

- (1) 流山市保育士修学資金貸付申込書（第1号様式）
- (2) 在学する保育士養成施設の推薦書（第2号様式）
- (3) 誓約書（第3号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類（特に指示がなければ不要）

## 6 貸付決定

令和2年7月中旬に決定内容を本人あて通知します。

貸付決定となった方は、流山市と修学資金の貸付契約を締結するものとします。

## 7 貸付金の送金

貸付決定となった方には、契約締結後、初回分（上期4月～9月分）を8月に送金します。下期10月～3月分については、在学証明書の提出を受けて11月に送金します。

## 8 勤務状況報告

貸付金の全部又は一部の免除が想定される方の場合、流山市内の私立保育所において引き続き保育業務に従事しているときは、毎年4月15日までに在職証明書を提出してください。

## 9 その他

貸付期間が終了する前に、貸付けを辞退するときや連帯保証人に異動があったときなど、当初の申込内容に異動が生じたときは、速やかに市役所保育課へ連絡してください。

## 【Q & A】

Q. パートタイム保育士でも、返済債務の免除対象となりますか。

A. 勤務条件として、1日6時間以上かつ月20日以上勤務していることを要します。

Q. 人事異動により他の市区町村に勤務地が変更となったとき、返済の免除が受けられなくなりますか。

A. 貸付制度の目的は本市の待機児童の解消を図ることです。したがって、他の市区町村に勤務地が変更になったときは、原則として返済の免除は受けられなくなります。ただし、真にやむを得ない事情による場合は、この限りではありません。

Q. 令和4年3月卒業予定ですが、貸付けは何年間受けられますか？

A. 令和2年度の貸付け対象者は、申込みの日から卒業する見込みの日まで2年以内である方が対象となることから、令和3年3月卒業見込みの方と令和4年3月卒業見込みの方が対象となります。

Q. 在職証明書はどこで取れますか？

A. 勤務先の保育園（法人）で取得してください。様式は任意となります。

## 10 書類の提出先及びお問い合わせ先

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市役所 子ども家庭部 保育課 運営係

Tel : 04-7150-6124

Fax : 04-7158-6696

E-Mail : hoiku@city.nagareyama.chiba.jp

HP : <http://www.city.nagareyama.chiba.jp/>